

令和6年4月24日

各位

神河町長 山名宗悟

質問書への回答について

公募型プロポーザルに伴い質問書が提出されましたので、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 粟賀小学校跡地公園遊具等整備工事
2 工事場所 神河町 中村・粟賀町 地内
3 回答書

質疑回答		
1	Q	園路と各遊具エリア（芝生部分）の境界は段差がなく、車いす等が進入可能なものとして理解しておいてよいか。
	A	遊具エリアに、暗渠管、芝生側溝を整備する箇所については、※別紙参考資料図面1のとおり段差が生じるため、車いす等の進入路確保位置や施工については協議の上、決定とします。
2	Q	植栽計画にある高木等の位置は決定事項か、遊具提案に伴い位置変更は可能でしょうか。
	A	変更可として提案をしてください。詳細な変更位置について協議の上、決定とします。
3	Q	プレゼンテーション実施につき、提案書に記載する製品を、模型やサンプルを用いて説明することは可能か。
	A	可とします。
4	Q	幼児用エリアに記載のある砂場は提案外で別途整備されるものでしょうか。
	A	幼児用エリアに記載のある砂場については、神河町粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事（工期：令和5年9月11日～令和7年3月21日、請負事業者：大鉄工業株式会社 神戸支店）で整備予定です。
5	Q	プレゼンテーション時は、A3の提案目的物を映すのでしょうか。それとも、プレゼンテーション用の提案書を用いてもよいのでしょうか。
	A	よろしい。
6	Q	供用開始後は、公園は夜間も自由に使えるのでしょうか。
	A	夜間の公園への出入りは自由となりますが、早朝、夜間に近隣へ迷惑となるような行為や車両の進入については制限することを想定しています。
7	Q	鳥瞰図、配置計画図、製品イメージ図には枚数の制限がないという理解でよろしいでしょうか。
	A	よろしい。

8	Q	価格に著しい変動があった場合「単品スライド条項」は適用されるのでしょうか。
	A	工事契約書の規定により協議を行うことを想定しています。
9	Q	幼児（3～6歳）エリアを対象とした複合遊具の定義は御座いますか。
	A	複数の遊びの要素を持たせた遊具としてください。
10	Q	提出書類2-1～2-6（書式サイズA4）は、縦・横どちらでも可でしょうか。
	A	可とします。
11	Q	公園敷地内はペット同伴可でしょうか。
	A	ペット同伴可を想定しています。
12	Q	幼児（3～6歳）エリアの砂場はエリア内での移動は可でしょうか。
	A	変更可として提案をしてください。詳細な変更位置について協議の上、決定とします。
13	Q	築山の高さ変更は可でしょうか。
	A	雨水桝レベルに影響しない範囲にて変更可として提案をしてください。
14	Q	プレゼンテーションの参加者は、ちびっこ広場と変更する事は可でしょうか
	A	可とします。